

普及助成基金運用規程

(社) 日本オリエンテーリング協会

【目的】

第1条 本規程は、日本におけるオリエンテーリングの普及・発展を図るため、(社) 日本オリエンテーリング協会が設立した「普及助成事業」のための「普及助成基金」の運用について定めるものである。

第2条 対象

本基金は当協会の会員または、当協会独自事業に対して、申請書の提出に基づいて助成する。

第3条 助成対象事業

1 助成の対象は、以下の各号のいずれかに当てはまる事業とする。

- ① 新しい発想に基づく普及・発展方策の試行的展開
- ② 野外活動施設周辺や大規模公園など、今後の利用が見込まれる場所での地図作成とその利用イベントの開催。
- ③ 会員が新たなイベント開催方法に習熟するためのイベントの開催（ロゲイニングや読図講習会など一般市民の参加を促すもの）。
- ④ 特徴のある企画を含む指導者等を対象とする研修会で、概ね10名以上の参加が得られるもの。
- ⑤ オリエンテーリングの普及を促進する一般向け講習会で概ね10名以上の参加者を得られる事業。
- ⑥ 当協会加盟の会員のいない都道府県における普及事業。

2 助成の対象となる経費は、他都道府県からの事業スタッフの旅費、事業の消耗品に関わる経費等とする。学校教育を対象とする事業以外は適切な参加費を徴収し、その収入は当該事業費に算入するものとする。

第4条 助成の申請

本基金の助成を希望する場合は所定の様式によって、当協会事務局あてに助成を申請するものとする。申請の期限は、当該年度上半期（4月～9月）実施分については前年度の1月末日まで、当該年度下半期（10月～翌年3月）実施分については7月末日までとする。

第5条 助成額

助成は1事業あたり、20万円を上限とする。

第6条 助成の決定

助成事業は、総務会審査、理事会報告、そして決定とする。

第7条 事業報告と助成金交付

助成を受けた事業主体は、事業終了後30日以内に事業報告書および収支明細書を別紙の様式で提出するものとする。報告に基づき、審査の上助成金を交付する。

付則

本規程を、平成21年12月6日より運用する。